

2022年3月4日

部活動・サークル活動等の関係者の皆様

中部学院大学・中部学院大学短期大学部
新型コロナウイルス感染症対策本部会議

**岐阜県のまん延防止等重点措置区域の指定期間の延長に伴う
部活動・サークル活動等を制限する期間の延長について**

3月3日に政府は、岐阜県を含む18都道府県の「まん延防止等重点措置」の指定期間について3月21日までの延長を決定しましたが、岐阜県は、これまで原則「中止」としていた部活動等について、活動の制限を緩和することとしています。

つきましては、本学における各部・各サークル等が行うすべての課外活動について、岐阜県のまん延防止等重点措置区域の指定期間（3月21日まで）において、下記のとおり取り扱うこととしたのでお知らせいたします。

なお、活動制限期間中であっても、例外的に活動等を認める場合がありますので、希望する場合は下記により手続きをお願いいたします。

各部・各サークル等の関係者の皆様におかれましては、引き続き油断なく基本的な感染防止対策を徹底していただきますようお願いいたします。

記

◇活動制限期間

岐阜県のまん延防止等重点措置区域の指定期間（3月21日（月）まで）

◇本学の練習時間、対外試合等の取扱い

- ・県内外への遠征：県内・県外を問わず、練習試合、合宿等は禁止
- ・練習時間：平日4日、2時間以内

◇例外的に活動等が認められる場合

- ① 次につながる大会等が2週間以内にある場合又は当該大会等に向けて特別に強化を図るための活動の場合
- ② 本学が特に必要と認める行事等への協力のための活動の場合
- ③ 活動中止が決定されるより前から実施を計画している場合で、活動を中止することによって、他者に対して損失・損害などの影響を及ぼす場合

①から③までに該当し活動を希望する場合は、その活動の必要性、中止による影響等を明らかにした書類（様式任意）を学生課に提出してください。